

紀伊山系砂防事務所 youtube（公式ユーチューブ）運用ポリシー

1. 適用

本ポリシーは、紀伊山系砂防事務所（以下「事務所」という。）が取得した公式ユーチューブの運用に関する事項を定めるものとする。

2. 基本ポリシー

公式ユーチューブは、紀伊半島大水害等の災害情報、工事進捗等に関する事業情報、並びに様々な行政情報を発信することにより、利用者（視聴者）に事務所が所掌する砂防事業などの業務について理解を深めていただくと共に、利用者（視聴者）の防災教育や啓発に関する意識を高めることをポリシーとする。

3. 運用方法

公式ユーチューブの運営主体は、事務所調査課及び工務課とし、以下の通り運用する。

(1) 発信する情報

- ・ 防災情報：紀伊半島大水害に関する情報、台風や大雨等の被害等の情報、各地区の防災教育、啓発に関する情報等
- ・ 事業情報：工事進捗等に関する情報等
- ・ 活動情報：事務所管内における各種情報、記念式典等のイベント活動情報等
- ・ 事務所が行った記者発表等の情報

(2) アカウントの管理及び発信する動画等の作成担当及び発信手順

公式ユーチューブアカウント（以下「公式アカウント」という。）を適切に管理するため、発信責任者を別途定める。

アップロードする動画等は、事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため事務所広報担当者が作成・掲載する。

(3) 発信にあたっての留意点

- ・ 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信とする。
- ・ 信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信（広報）にあたっては、事務所長の確認を得た上、随時公式アカウントでアップロードする。事務所長が不在の場合は、担当副所長の確認を得た上、アップロードする。

(5) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布の防止のため、公式ユーチューブのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、公式ユーチューブの公式アカウント名を事務所ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(6) 不適切な情報発信等の監視

PCからアクセスする公式ユーチューブ画面の状況について異常がないか、適時確認を行う。

(7) その他

公式ユーチューブの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、公式アカウントそのものを削除するものとする。

4. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。

また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ホームページにより発信し周知する。

5. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針（平成23年4月5日付）に基づき、運営する。